

東海地震緊急対策方針

〔平成 15 年 7 月 29 日〕
閣 議 決 定

「東海地震対策大綱」(平成 15 年 5 月 29 日中央防災会議決定)に規定する対策のうち、人命に密接に関連する住宅の耐震化等の予防対策及び緊急時の応急活動については、下記の方針のもと、関係省庁が密接な連携を図りつつ、緊急かつ強力に実施する。

記

1 緊急に実施すべき予防対策

以下に掲げる方針に基づき、国は自ら緊急に実施し、又は地方公共団体や民間事業者に要請等を行う。

(1) 耐震化対策

内閣府及び国土交通省は、住宅の耐震化促進に関する住民の知識・意識を高めるため、地震ハザードマップの整備、効果的な耐震補強策の開発・普及等の枠組みを平成 16 年度に確立するとともに、住宅の耐震診断・耐震補強への支援策を強化する。

関係省庁は、災害時の拠点となる学校、病院、市役所等の公共建築物の耐震診断を平成 17 年度を目途に実施し、その結果に基づき耐震補強等を図り、随時それらの状況のリストが公表されるように必要な措置を講じる。

また、不特定多数が利用する民間建築物についても、可能な限り同様の対応がとられるように必要な措置を講じる。

国土交通省は、主要な道路、鉄道及び港湾について、平成 16 年度を目途に必要な応じて耐震点検が行われ、緊急に必要な対策が行われるように措置を講じる。また、幹線道路のバイパス機能の強化を早急に図る。

(2) 津波対策

内閣府、農林水産省及び国土交通省は、海岸堤防等の機能点検が平成 17 年度を目途に行われるよう必要な措置を講じる。また、これらを踏まえた必要な海岸保全施設等の整備を着実に推進する。

内閣府、消防庁、農林水産省及び国土交通省は、住民の津波からの迅速な避難のため、津波ハザードマップ整備のための指針等を平成 17 年度を目途に整備するとともに、避難地・避難路及び地域ごとの津波避難計画が早急に整備されるように必要な措置を講じる。また、津波警報等の迅速な伝達のため、同報無線の整備等が平成 17 年度までには全市町村で着手されるように措置を講じる。

(3) 高度防災情報ネットワークの構築及び緊急対応体制の整備

関係省庁は、迅速かつ的確な被災状況の把握、救助活動の実施等を可能とするため、緊急時にそれぞれの情報ネットワークを相互に利用する高度防災情報ネットワークを平成 17 年度までに運用開始する。

また、緊急消防援助隊の編成、施設整備等を平成 16 年度から計画に基づき推進する等災害時の応急活動のための体制整備のため必要な支援策を講じるものとする。

(4) 地域における災害対応力の向上

内閣府等関係省庁は、地域住民、企業等が災害予防対策や災害発生時の対応を的確に行うことができるようにするため、東海地震、地震予知、警戒宣言、地震への備え等に関する正しい知識の普及を図るものとし、本年度から普及状況の点検等を行う。

また、関係省庁は、平成 16 年度を目途に防災基本計画をはじめとして各種防災計画に防災情報の共有に関する計画を定めるとともに、情報内容の的確な解説とその周知、教育分野における取組、消防団、自主防災組織や N P O 等の役割の明確化と研修や資機材等の面での支援、地方公共団体の長及び企業責任者の意識向上のための必要な措置を早急に講じる。

2 緊急時における応急活動の迅速かつ的確な実施

緊急時においては、以下の方針に基づき、迅速かつ的確な応急活動を実施する。また、以下の方針に基づき、東海地震応急対策活動要領を年内に決定する。

(1) 異常データ観測時の対処

東海地域において異常なデータが観測され、準備行動をとるべき段階と認められる場合は、以下を基本として対処する。

防災関係機関は、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集と情報共有を行う。

社会的混乱防止のため、報道機関の協力も得て、地域住民等に対し、観測データの変化とその意味について周知するとともに、旅行自粛等適切な行動を呼びかける。また、防災関係機関等の準備行動の内容について適切に情報提供を行う。

緊急時に備えるため、救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備、物資の点検、必要に応じた児童・生徒の帰宅等の安全確保対策等の準備行動をとる。

(2) 警戒宣言時の対処

警戒宣言時においては、以下を基本として避難・警戒体制を確立する。

国は速やかに地震災害警戒本部等を設置するとともに、防災関係機関は、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集と情報共有を行う。

住民の円滑な避難のため、迅速かつ的確に情報提供を行うとともに、避難行動の支援等を行う。

所管施設の緊急点検、避難誘導等の安全確保対策、交通規制の実施等の地震防災応急対策を的確に実施する。

災害発生時の迅速な対処のため、広域応援に必要な体制を整えておくとともに、緊急消防援助隊等を中心とした消防、警察の広域緊急援助隊、自衛隊等を必要に応じ派遣する。

食料、生活必需品、医薬品等の必要な物資や救助資機材等の手配を行う。

(3) 災害発生時の対処

災害発生時の対策については、広域かつ甚大な被害に対処するため、以下を基本として対処する。

国は速やかに緊急災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関は、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集と情報共有を行う。

広域の応援を迅速かつ的確に実施するため、被害想定に基づき、各地に派遣すべき救助部隊、救急部隊、消火部隊や救護班の量、輸送すべき物資の内容等をあらかじめ計画し、地震発生後即座に計画に基づき緊急活動を行う。

円滑な緊急輸送活動を実施するため、関係機関が緊密な連携を図り、重点的な道路啓開を実施する等陸海空の緊急輸送ルートを迅速に確保する。

余震等による二次災害の防止のため、適切な情報提供等必要な措置を講じる。

被災者の生活確保のため、正確な情報を速やかに提供するとともに、ライフラインの機能確保や各種生活再建支援措置を早期に実施する。

ボランティア及び海外からの支援の受入れを円滑に行うため、広域ボランティアセンターの設置等の受入れ体制を整備する。

被災地の復旧及び我が国全体の経済活動にとっての重要性に鑑み、東西幹線交通の早期復旧を交通確保の最優先課題として対処する。

3 迅速な閣議手続等

- (1) 東海地震に係る警戒宣言の発出、地震災害警戒本部の設置、緊急災害対策本部の設置、緊急災害現地対策本部の設置等のために閣議を開催する必要がある場合において、特に緊急な判断を必要とし、かつ、国務大臣全員が参集しての速やかな臨時閣議の開催が困難であるときは、内閣総理大臣の主宰により、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後速やかに連絡を行う。
- (2) 地震災害警戒本部及び緊急災害対策本部の本部員による会合は、本部員である国務大臣全員が参加せずとも、同本部長と参集した国務大臣（その他未参集の国務大臣の代理の出席も可能）等により開催する。